

配偶者暴力相談支援センター・民間シェルター等へのアンケートを踏まえた 生活再建支援の際の手续の見直し等に関する論点（概要）

参考資料 2

令和 4 年 8 月 30 日
DV 対策抜本強化局長級会議

配偶者からの暴力の被害者に係る支援について、以下の論点に基づき、令和 4 年内に抜本強化策を取りまとめる。

経済的支援

- ・被害者が利用できる経済的支援について整理を行うとともに、生活保護法による保護の実施について、補足性の原理を前提としつつ、扶養能力調査の在り方、実施責任などについて、被害者の状況を踏まえ整理。
- ・児童扶養手当の遺棄の認定事務について、その迅速化の観点から、被害者である場合に本人の申立書及び遺棄調書以外の書類の提出を求めないこと等を周知。

就業

- ・離職せざるを得ない状況になった被害者に係る雇用保険の扱いに関し整理。
- ・就労支援に関し、1 年以上遺棄されている状態が継続すると見込まれるときは、「ひとり親」として扱われる場合がある旨を周知。求職者支援制度における世帯収入要件の扱いについて整理。
- ・被害者の就業ニーズに配慮できる企業への職業紹介（都道府県をまたぐ広域職業紹介を含む）やきめ細かな職業相談、適切な職業訓練のあっせん、職業訓練時の一時保育の活用などを進める。

社会保険（雇用保険を除く）

- ・行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間団体による支援が行われている場合の扱いについて、証明を必要とする手続きの性質等も踏まえて検討。
- ・医療保険について、被害者が被扶養者等から外れるまでの間は保険診療による受診が可能であることを周知。被害者の秘密保持の観点からその際の被保険者への医療費通知等の在り方について検討。
- ・医療保険について、被扶養者等から外す届出の提出をまたずに被害者を被扶養者から外すことができる「一定期間」の考え方や被害者が被扶養者等から外れる場合における通知の在り方について検討。 など

住宅

- ・公営住宅における被害者の優先入居や目的外使用の活用を促るとともに、被害者等の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を推進。
- ・空き状況等の情報について、配偶者暴力相談支援センター等と共有し、居住支援法人等とも連携し、適切な住まいへの円滑な入居を進める。

子育て

- ・ 保育所等の保育料、優先入所、保育認定等及び生活再建のための手続を行う際に必要となる一時預かりの利用について周知。
- ・ 被害者の子どもについて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を含めた学校における相談体制の強化によるきめ細やかな支援を行う。 など

母子生活支援・女性相談支援センター・女性自立支援施設

- ・ 母子生活支援施設の入所に関する手続に関し、円滑な利用を可能にするよう、また、必要な書類を必要最小限なものとなるよう、運用実態を把握の上、検討。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が円滑に施行されるよう、女性相談支援センター及び女性自立支援施設に関し、具体的な業務内容や留意点、関係機関との連携の在り方等を検討し、ガイドラインを策定等。
- ・ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター及び女性自立支援施設における心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を促進。

住民票・戸籍謄本・地方団体が発行する証明書

- ・ 住所地外でのマイナンバーカードの申請・コンビニ交付の活用を図るとともに、住所以外における受取り等の活用を図る。戸籍謄本・地方団体が発行する証明書等を取得する際に、配偶者暴力相談支援センター等における代理申請の手続について当該施設の職員の個人名による申請を不要とするなどの整理。

支援体制の強化

- ・ 官民連携の下で配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等による被害者支援の更なる推進。
- ・ 配偶者暴力防止法の見直しに関する検討状況を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センターの体制の強化。
- ・ 弁護士などの専門家による仲介など、配偶者暴力の被害者の居場所を秘匿しつつ、婚姻費用・養育費や子の養育権の整理等に係る交渉を進める仕組みを検討し、整備。
- ・ 男性及び外国人を含め多様な配偶者暴力に対応できる相談窓口の整備。
- ・ 法テラスにおいて、弁護士会との連携を強化し、DV等被害者支援について経験や理解のある弁護士を確保。配偶者暴力相談支援センター、弁護士会及び法テラスの三者間において、このような弁護士の情報を共有するなどの連携強化。